

令和7年度第2回鰯ヶ沢町再生可能エネルギー促進による

農山漁村活性化協議会 議事録

開催日時 令和7年9月29日（月）午後1時30分～

開催場所 鰯ヶ沢町役場 2階 委員会室

出席委員 田中 亨
富田 重基
山中 信幸
工藤 修二
本田 明弘
森山 博（代理 森山ディーゼル本部長 工藤弘毅）
加藤 隆之
碓谷 秀雄
工藤 輝幸（代理 建設水道課 班長 吉田孝太郎）
清野 守

オブザーバー 青森県エネルギー脱炭素政策課 副参事 北川 泰徳
青森県林政課 主幹 秋元 学
青森県西北農林水産事務所林業振興課 主査 張山 樹

事務局 鰯ヶ沢町企画観光課長 神 哲也 他2名

事業者随行 大阪ガス(株) 3名
(株)長大 1名

議 事 (1) 住民説明会の結果報告について
(2) 林地開発の対応について
(3) 地域貢献策について
(4) 基本計画（案）について
(5) その他

司会	開会、それでは定刻となりましたので、ただ今より第2回鰯ヶ沢町再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会を開催いたします。
司会	はじめに会長より挨拶をお願いします。
加藤会長	《会長挨拶》
司会	それでは、次第に従いまして、議事に入らせていただきます。 ここからの進行につきましては、会長にお願いしますので、よろしくお願いします。
議長	それでは、議事（1）住民説明会の結果報告について、事業者から説明をお願いします。
森山委員 （代理 工藤）	《議事（1）住民説明会の結果報告について》 （説明）
議長	ただ今の説明について、何か質問等ございますか。
委員	なし
議長	ないということでございますので、次の議事に移ります。
議長	続いて、議事（2）林地開発の対応についてですが、本件は、前回、田中委員よりご質問いただいた件について、引き続き事業者からご説明いただきたいと思います。
森山委員 （代理 工藤）	《議事（2）林地開発の対応について》 概要説明については長大より説明させていただきます。
事業者	（説明）
議長	ただ今の説明について、ご質問等ございますか。
オブザーバー （秋元主幹）	林地開発許可制度は、1ヘクタールを超えると必要になる制度です。開発をするために認可を取るものとなっていますが、基本的に再エネ法はみなし許可となるので、出せば審査は同じ過程にはなるので、基本的に林地開発許可申請を出してもいいし、出さなくてもいいし、農山漁村再エネ法の中で審査できるということになってますので、そちらはご理解いただきたい。あくまでも農山漁村再エネ法でやってもいいし、林地開発許可申請でやってもいいということです。以上です。
田中委員	林地開発のところは電線とかも走っているかと思うんですね、電線を切ってしまう

	と損害賠償とかも知ってくる可能性もございますし、十分留意して林地開発を行ってほしいと思います。
議長	なければ次の議事に移ります。
委員	なし
議長	続いて、議事（３）地域貢献策についてですが、本件も前回ご質問をいただいた件で、引き続き事業者からご説明いただきたいと思いますので、事業者より説明をお願いします。
森山委員 （代理 工藤）	《議事（３）地域貢献策について》 概要説明については、長大より説明させていただきます。
事業者	（説明）
議長	ただ今の説明について質問等ございますでしょうか。
富田委員	基金の算定額ですが、洋上風力の算定額に準ずるということですが、単価というのは置いといて、発電設備出力というのは定格なのか、最大発電出力を改めて算定したものなのか。
事業者	大阪ガスの渡邊です。今考えておりますのは、定格出力に対して単価を設定していることを考えております。
富田委員	17本の定格出力に単価を掛け算していくということで良いか。
事業者	おっしゃるとおりです。1基あたり4.2メガワットを計画していますので、そちらの17基に想定するものになります。
議長	ほかにございませんか。 ないようですので、次の議事に進みます。
議長	続いて、議事（４）基本計画（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	《議事（４）基本計画（案）について》 （説明）
議長	ただ今の説明について質問等ございますでしょうか。
田中委員	設備の整備をする区域ですが、地目なりは書いてないですが、町としてクリアしなく

	でもいいのですか。原野とか国有林とかあると思います。立木の単価とか、当然提示して事業が執行されると思うのですが、そこらへん詳しくは出ていないですか。
事業者	地番等につきましては、別添資料の基本計画（案）の後ろの方にすべての地目などを記載しています。量が多いので概要の方には記載していませんでした。また、伐木、影響する森林の樹木等につきましては、別に補償契約を結ばせていただき、地域住民の方に理解していただいたうえで進めます。
田中委員	立木の単価は民間レベルだと流動的で、時期によって単価が違うんですよね。そこらへんも踏まえながら勘案してやっていただければいけないかと思う。一般の人は立木の単価を理解していない。立木を買うにしても単価を理解してもらえるようにしていただきたいと思う。あとからいろいろと言われるのも困るので、執行するにしてもしっかりやってほしい。
議長	ほかに何かございませんか。
本田委員	今ご説明していただいた資料 4 の 5 ページの中に地域主導というキーワードがありました。地域主導というのは非常に重要な言葉だと理解しています。事業計画は 20 年間、子や孫に伝えていくことを考えると、ここでできた電力をどうやって地域とつなぐかが大切で、発電事業者さんだけでなく町と一緒に考えていかないといけない。具体的につなぐの仕組みを作っていくことが重要だと思います。皆さんと共有しながらやっていきましょうということになればいい。
田中委員	人口減とともに世帯も少なくなっている。いま先生がおっしゃられたみたいな 20 年間という長いスパンで電力の売電で将来的なものを考えていかないといけないので、慎重にやってほしい。
本田委員	今あまり知られていないが、大手の電力さんも再エネをやめていることもある。そういった時はやむを得ず作った電力を捨ててしまう場合もある。
田中委員	新聞等では秋田の洋上風力発電では採算が合わずやめていくのがある。そういうことはないと言っているが、そこらへんが心配のタネ。また、景観の問題もある。八甲田山のこともあるし、そういう流れにはなっているのか、風力に関しては洋上も陸上も厳しいような世界になってきていると思っています。大高山に関しては問題なく進んでいるのですが、そこらへんは情報を集めて留意しながら進めていく事業だと思います。
議長	ほかになにかございませんでしょうか。ないようでございますので、基本計画（案）については承認してよろしいでしょうか。

委員	異議なし
議長	異議なしということでございますので、基本計画（案）については原案どおり承認します。最後に、その他ということで皆様から何かございますでしょうか。
冨田委員	今、基本計画が承認されたということですが、これで設備整備計画に進んでいくということでもよろしいでしょうか。国では法律の中でさまざまな審査を行っていくが、漁業者からすると漁港漁場整備とか海岸法とか、陸上だから海岸は関係ないというわけではなく、法律の中で設備整備計画をあげるため従って進めていくことで、われわれも洋上風力発電事業で進めているが、海に建てるから陸上は関係ないとか、そういうことは全くない。陸上に建てるにしても直接関わりなくても、水や汚水の問題など、最終的に海に流れてくることも考えられるので、基本計画はこれで進めるのですが、国や都道府県の審査を受けて設備整備計画をいただくときには、法律を無視しないで進めていただきたいのでよろしくお願いします。
田中委員	冨田委員の話には賛成で、山林というのは防災の役目も果たすもの。山の水が海に流れていくので冨田委員が言うように進めてほしい。
議長	ほかにございませんか。
オブザーバー （北川副参事）	今日は県の環境政策課、県の共生条例所管課が不在なので補足だけさせていただきます。7月に県共生条例が施行になりまして、地域との合意形成プロセスを明確にして、その結果、風力発電を中心とした再エネの共生した推進を掲げております。 陸上に関しては、洋上とちがって合意形成プロセスがないものを共生条例で記したものです。農山漁村協議会というのは、この手続きを踏むことで共生条例に準じた手続きを踏むもの、つまり住民との合意形成プロセスを丁寧に積んだという前提のみなし規程となります。さきほど林政課からお話がありましたが、合意形成プロセスを経たという前提でのみなし規程となるので、その辺は十分に念頭においていただきたい。そのうえで、地域貢献策に関して、初めて提案があったということですが、だとすると、地域住民に対してこの説明がなかったのかなと思う。 さきほど、委員からお話のあった立木や地域主導のお話し、林地等の法律に基づいたしっかりした審査手続きといったここを出た意見をどこで反映させるかという、このプロセスで言うとどこのタイミングになるのかなと。繰り返しになりますが、県の共生条例に準じたものとして協議会に対する住民説明会の参加が、0と1というのは適切な合意形成プロセスをとったのか、地域振興策を説明されたのかというところで、町の方も説明しづらいと思うんです。 基本計画の認定承認があったとしても引き続き参加を促すとか、地域の町内会、住民、広報で出したからあとは終わりではなくて、より参加を促して対外的に合意形成プロセスをはっきりと踏みましたといえる結果が必要かと思う。その結果があるからこそその林地開発へのみなし規程ですし、県の共生条例でも共生条例に準じた手続

きとしてみなされる。やったから終わりではなく、より住民から真摯な意見をいただく、また、ここにいる委員からあった意見を踏まえた公告を住民にするなり、地域振興策のより具体的な形で丁寧に説明するなどの工夫をもって行わないと、10月下旬に予定されている設備整備計画の承認という重いプロセスに関して、材料が不足している感が否めないかなと。その点だけは県の共生条例担当課に代わって申し添えます。

議長

ほかになにかございませんでしょうか。

富田委員

直接関わりはないのかもしれませんが、今後、基本計画と協議会のスケジュールというのは、皆さんに話をする予定はあるのか。今日を持って協議会はこれで終わりか。

事務局

協議会は設備整備計画（案）までを皆さんで協議していただきたいと思います。

富田委員

この間のスケジュールというのは。

事務局

同じです。10月下旬に行う予定です。

富田委員

次の協議会のときに設備整備計画などを新しく見ることになるが、前もって例えば郵送などして事前に目を通すということとはできないものか。協議会で初めて見るのではなく、協議会までに気になったことを言えるような状態の資料などを見れたらいい。

事務局

検討します。流れとしては、基本計画を策定して公表、そのあとに設備整備計画を受けることになるので、10月中旬以降になるというのを頭に入れていただければ。

富田委員

法律的なものが出てきたときに何を指すものなのかとか、私は洋上風力の関係をやっていますので、この法律だと計画を指すものとか、基金の出捐などというのがわかるものだが、普通は第何条の何項といわれてもなんのことかとなりかねない。できればかみ砕いた形で出してもらえれば。

田中委員

基金の数字もある程度出してもらえれば、実感として分かりやすいが、10月下旬で承認という言葉が出てきておりますので、わからなくて承認というよりは詳しい金額的なものや法律的なものも委員の方々に郵送なりしてもらった方が、承認ということに向かうのならば正しいと思うが。

議長

ほかにございませんか。

ないようでございますので、これをもって協議を終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

事務局

ありがとうございました。

本日準備している案件については以上となります。

これを持ちまして本日の協議会を閉会いたします。

皆様長時間にわたりありがとうございました。

お疲れ様でした。